

建設局公募型プロポーザル方式受託者選定における  
技術提案説明書

〔令和6年度

東横堀川外1 公民連携による水辺空間利用推進調査検討業務委託〕

「令和6年度 東横堀川外1 公民連携による水辺空間利用推進調査検討業務委託」に関する  
技術提案説明書

1. 業務の名称および概要

(1) 業務名称

令和6年度 東横堀川外1 公民連携による水辺空間利用推進調査検討業務委託

(2) 業務目的

東横堀川では、令和4年度より護岸改修（耐震化）に着手しており、護岸改修によって広がる水辺空間が地域の方々に日常的に利用される水辺空間となるよう、地域や担い手、関係者等の意見を反映する工夫を行いながら水辺整備を進めていく。

また、「東横堀川等水辺の魅力空間づくり基本方針（2024年3月策定）」に基づき、めざす将来像の実現へ向け、担い手として水辺空間を利用したい人や地域などとの対話をもとに、より実現性のある利活用案づくりを進めていく。

本業務は、東横堀川の水辺空間を対象に、公民連携による持続的な水辺空間利用の推進に向けて、公民での対話を重ね、社会実験等により利活用に生じる課題を検証するなど、水辺整備に係る調査・検討を実施するものである。水辺利活用の担い手候補者や地域住民等による利活用のニーズを今後の水辺整備に反映するべく、主に以下4点の業務を実施する。

1. 公民での対話（ヒアリングやワークショップ等）により、利活用のニーズを把握する。
2. 社会実験による検証により、利活用内容や水辺整備への反映における課題を抽出する。
3. 調査・検証結果を踏まえ、利活用を見据えた水辺整備への反映や実施体制・利活用ルール等の構築に向けた課題と取組項目の検討・整理を行う。
4. 有識者を含むデザイン会議を開催・運営し、デザイン指針の作成を行う。

(3) 業務内容

本技術提案説明書には主な業務内容のみを記載しているため、詳細は特記仕様書（案）を参照すること。

① 公民での対話によるニーズ及び課題の把握

水辺空間の利活用における担い手や使い手となり得る事業者や沿川住民、行政等での対話により、利活用のニーズや課題を把握する。公民での対話の場の企画提案から事前準備、当日運営を行うとともに、参加者の意見をもとに、社会実験に向けた取りまとめを行う。

② 社会実験による課題検証

過年度の調査結果や「公民での対話によるニーズ及び課題の把握」により把握した水辺の利活用ニーズ等を踏まえ、水辺空間利用に係る課題について社会実験により検証する。1回あたり2週間程度の期間で計3回実施することとし、企画提案から事前準備、当日運営を行い、結果を取りまとめる。

③ 公民連携による今後の水辺空間利用と整備に向けた検討・取りまとめ

公民連携による今後の取組について、公民での対話や社会実験の検証結果を踏まえ、水辺空

間での利活用を持続可能なものとするため、下記の2点に着目して課題と取組方針について検討し、取りまとめるとともに、必要となる資料を作成する。

- 1) 今後の水辺利活用を促進するために必要な水辺整備内容と設計への反映事項の整理
- 2) 公民連携による利活用体制や利活用ルール等の構築に向けた課題と取組項目の整理

#### ④ デザイン指針の作成

基本方針に基づき、東横堀川の空間デザインを監理できる仕組みとして、景観の調和の考え方を整理した「デザイン指針」の策定に向けて、有識者と行政から成る（仮称）デザイン会議の企画・運営を行い、意見を聴取・整理し、その意見を反映したデザイン指針を作成する。

### （４）技術の提案

本業務においては、公民での対話の場を企画・運営し、提案された利活用ニーズを社会実験において試行・検証するための高度な知識や豊富な経験、構想・企画力等が必要となるため、次の点について技術提案を受けた上で業務を進めるものとする。

- ① 公民での対話において参加者の意見を効果的・効率的に引き出す企画案について、背景を踏まえて提案してください。提案にあたっては、持続的な利活用の実現へ向けたニーズや課題の把握を目的とし、次の点に留意した工夫を理由とともに記載してください。

[留意点]

①新たな参加者を増やす／②継続して参加してもらおう／③積極的に発言してもらおう／④アイデアを社会実験で試してもらおう／⑤社会実験へ効果的につながるタイミングで開催する／⑥目的やテーマに合わせた対話手法を設定・選定する／⑦東横堀川等における護岸改修及び水辺整備事業の認知度を向上する

- ② 水辺整備後の利活用方法を具体的に想定した社会実験の企画案について、背景やテーマ1の提案内容を踏まえ、検証課題とともに提案してください。提案にあたっては、公民連携による利活用における課題の把握と水辺整備の設計に際し検討する項目の抽出を目的とし、次の点に留意した工夫を理由とともに記載してください。参考に、これまでのワークショップや社会実験では、オープンカフェや橋下空間の利用、水上（水辺）でのヨガや水上での音楽会のニーズが確認されています。

[留意点]

①持続可能な日常利用をめざす／②公民連携により良好な水辺空間を維持する／③対話により抽出されたニーズや利活用を取り込む／④護岸改修後の水辺空間がイメージできる／⑤周辺住民等に使って（体感して）もらおう／⑥検証に必要な担い手や利用者を確保する／⑦東横堀川や周辺地域等の特徴を踏まえる／⑧東横堀川等における護岸改修及び水辺整備事業の認知度を向上する

### （５）業務履行期間

履行期間は、以下のとおり予定している。

契約日 ～ 令和8年3月31日

## (6) 成果品

成果品は次のとおりとする。

- |                     |     |
|---------------------|-----|
| ① 報告書 (A 4 版金文字黒表紙) | 2 部 |
| ② 電子データ             | 2 部 |

## (7) その他

本業務の特記仕様書(案)は別添資料のとおりである。

## 2. 資料の交付

本市建設局のホームページ上からダウンロードする。(大阪市 HP→組織から探す→建設局→入札契約情報→業務委託入札→建設局公募型プロポーザル方式発注案件(令和6年度 東横堀川外1公民連携による水辺空間利用推進調査検討業務委託))

## 3. 技術提案書の提出者に必要とされる要件

1) 入札参加表明時において、技術提案書の提出者に必要とされる要件は以下のとおりである。

### ・単体企業

- ①建設コンサルタント登録規定(昭和52年4月15日建設省告示第717号)に基づく「都市計画及び地方計画部門」かつ「河川、砂防及び海岸・海洋部門」の登録を受け、令和5・6・7年度本市入札参加資格者名簿に種目「500建設コンサルタント」に登録していること。
- ②大阪市競争入札指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていない者。
- ③大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていない者。
- ④大阪市契約関係暴力団排除措置要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しない者。
- ⑤地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の11第1項において準用する同令第167条4の規定に該当していない者。
- ⑥業務実施上の条件として、平成25年度以降に完了した官公庁発注の次に示す「規定業務1」について、(共同企業体での参加の場合、共同企業体の代表者が)元請実績を有していること。

### 【規定業務】

#### 1. 公民(官民)連携まちづくりに関する検討業務

### ・共同企業体

- ①共同企業体により参加する場合は、共同企業体の構成員全体で建設コンサルタント登録規定(昭和52年4月15日建設省告示第717号)に基づく「都市計画及び地方計画部門」かつ「河川、砂防及び海岸・海洋部門」の登録を受け、代表者が令和5・6・7年度本市入札参加資格者名簿に種目「500建設コンサルタント」に登録していること。
- ②大阪市競争入札指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていない者。
- ③大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていない者。
- ④大阪市契約関係暴力団排除措置要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しない者。
- ⑤地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の11第1項において準用する同令第167条4の規定に該当していない者。
- ⑥業務委託特別共同企業体結成届(様式-6の1)および業務委託特別共同企業体協定書(様式-6の2)の写しを提出すること。ただし、共同企業体を構成している構成員は他に構成する共同企業体または単体で入札に参加することはできない。

- ⑦業務実施上の条件として、共同企業体の代表者は平成 25 年度以降に完了した官公庁発注の次に示す「規定業務 1」について元請実績を有していること。

**【規定業務】**

1. 公民（官民）連携まちづくりに関する検討業務

- 2) 配置予定技術者に対する要件は、以下のとおりとする。

①配置予定技術者の資格

各配置予定技術者は、所属する組織との直接的な雇用関係を有している者であり、それぞれ以下の資格を有する者とする。なお、外国資格を有する技術者（わが国及び WTO 政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）については、あらかじめ技術士相当または RCCM 相当との国土交通大臣認定（総合政策局建設振興課）を受けている必要がある。

<管理技術者>

下記ア～ウの資格のうちいずれかの条件を満たす者とする。

- ア. 技術士法による第二次試験のうち技術部門を次のいずれかとするものに合格し、その登録を受けている者
- a. 建設部門（選択科目：「都市及び地方計画」）
  - b. 総合技術監理部門（選択科目：「建設一都市及び地方計画」）
- イ. 建設コンサルタント技術管理者認定制度により、国土交通大臣（旧建設大臣）に上記アと同程度の知識及び技術を有すると認定された者
- ウ. RCCM（登録部門：「都市計画及び地方計画部門」）の資格を有し、登録を受けている者

<照査技術者>

下記ア～エの資格のうちいずれか一つに該当する者とする。

- ア. 技術士法による第二次試験のうち技術部門を次のいずれかとするものに合格し、その登録を受けている者
- a. 建設部門（選択科目：「河川、砂防及び海岸・海洋」）
  - b. 総合技術監理部門（選択科目：「建設一河川、砂防及び海岸・海洋」）
- イ. 建設コンサルタント技術管理者認定制度により、国土交通大臣（旧建設大臣）に上記アと同程度の知識及び技術を有すると認定された者
- ウ. RCCM（登録部門：「河川、砂防及び海岸・海洋」）の資格を有し、登録を受けている者

②配置予定技術者の業務実績

担当技術者については、担当技術者 1・担当技術者 2 の 2 名以上を配置すること。

また、管理技術者は、平成 25 年度以降に、次に示す「規定業務 1」について（共同企業体での参加の場合、共同企業体の代表者に所属する技術者として）、元請実績を有すること。

**【規定業務】**

1. 公民（官民）連携まちづくりに関する検討業務

③配置予定技術者の手持ち業務量

参加表明時点での手持ち業務量

#### <管理技術者、担当技術者>

全ての手持ち業務（管理（主任）技術者あるいは担当技術者となっている他の業務のうち500万円以上の業務）の契約金額の合計が5億円未満かつ件数が10件未満である場合に選定する。

※ なお、記載に当たっては、以下の事項に留意すること。

- ・一つの担当技術者の枠に対して、2名以上の担当技術者を配置しようとする場合は、それらの担当技術者について記載することは差し支えないが、評価点は記載された担当技術者のうち、最も低い者の評価点を採用する。
- ・共同企業体を結成している場合は、各構成員が配置する担当技術者の評価点の平均点を採用する。ただし、各構成員が実施する分担業務の割合は考慮しないものとし、平均点は単純計算により算出する。

## 4. 参加表明

### (1) 提出書類

参加希望の者は、掲示の日から令和6年4月12日（金）17時30分までに、大阪市建設局企画部工務課（工事監理担当）まで①～⑤を1部持参により提出すること。なお、共同企業体での参加を希望する場合は⑥、⑦も1部提出すること。

- ① 参加表明書（様式－1）
- ② 企業の業務実績書（様式－2）
- ③ 業務実施体制書（様式－3）
- ④ 配置予定技術者経歴書（様式－4）
- ⑤ 配置予定技術者実績書（様式－5）
- ⑥ 業務委託特別共同企業体結成届（様式－6の1）
- ⑦ 業務委託特別共同企業体協定書（様式－6の2）

### (2) 参加表明書等の作成方法

参加表明書及びその他必要書類は 様式－1～6（A4判） に示されるとおりとする。なお文字サイズは10ポイント以上とする。

### (3) 参加表明書等の内容の留意事項

記載事項	内容に関する留意事項
企業の過去10年間の規定業務に関する実績	<ul style="list-style-type: none"><li>・参加表明書の提出者が過去に受託した3. 1)に規定する業務の実績について1件以上記載する。</li><li>・記載する業務は平成25年度以降に完了した元請による業務とする。</li><li>・企業が業務を実施したことを証明できる契約書、TECRIS、特記仕様書などの写しを添付すること。また、必要に応じて業務の内容が分かる成果品の一部または全部も添付すること。</li><li>・記載様式は 様式－2 とし、図面、写真等を引用する場合も含め、1枚以内に記載する。</li></ul>
業務実施体制	<ul style="list-style-type: none"><li>・各配置予定技術者の兼任は認めないものとする。</li><li>・共同企業体により業務を実施する場合は、以下の事項に留意の上、業務分担について記載すること。備考欄に共同企業体の構成員である旨</li></ul>

	<p>を記載するとともに、企業名等を記述すること。また、代表者はその旨を記載すること。</p> <p>①共同企業体は、各構成員が優れた技術を有する分野を分担するものとし、必要以上に細分化しないこと。</p> <p>②各構成員は、実施する分担業務に応じて1名以上の担当技術者を配置出来ること。</p> <p>③各構成員が実施する分担業務に照査が必要となる場合には、当該分担業務を実施する各構成員が照査技術者を配置できること。</p> <p>④1つの分担業務を複数の構成員が共同して実施することは認められない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・他の建設コンサルタント等に当該業務の一部を再委託する場合または学識経験者等の協力を得て業務を実施する場合は、備考欄にその旨を記載するとともに再委託先または協力先、その理由（企業の技術的特徴等）を記載すること。ただし、業務の主たる部分を再委託してはならない。</li> <li>・記載様式は 様式-3 とする。</li> </ul>
<p>予定技術者の経歴等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・配置予定の各技術者について、経歴等を記載する。</li> <li>・設計共同体により業務を実施する場合には、代表者が各技術者を配置すること。</li> <li>・同種または類似業務の実績を1件以上記載する。なお、平成25年度以降に完了した元請による業務を対象とする。</li> <li>・参加表明書の提出者以外が受託した業務実績を記載する場合は、当該業務を受託した企業名等を記載すること。</li> <li>・記載様式は 様式-4 とする。</li> <li>・各配置予定技術者の所属する組織との直接的な雇用関係を有する者であることを証するものの写しを添付すること。</li> </ul>
<p>予定技術者の過去10年間の規定業務実績</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・配置予定の技術者が過去に従事した「同種または類似業務」の実績について1件毎記載する。</li> <li>・記載する業務は、平成25年度以降に完了した元請による業務とする</li> <li>・参加表明書の提出者以外が受託した業務実績を記載する場合は、当該業務を受託した企業名等を記載すること。</li> <li>・企業が業務を実施したことを証明できる契約書、TECRIS、特記仕様書などの写しを添付すること。また、必要に応じて業務の内容がわかる成果品の一部または全部も添付すること。</li> <li>・記載する様式は 様式-5 とし、図面、写真等を引用する場合も含めA4判1枚以内に記載する。</li> </ul>

(4) 参加表明書及びその他必要書類の提出方法、提出先及び提出期限

①提出方法

参加表明書等は、提出書類確認のため、持参することとする。

②提出先

〒559-0034

大阪市住之江区南港北2-1-10 ATCビルITM棟6階

大阪市建設局企画部工務課（工事監理担当）

③提出期限

令和6年4月12日（金）17時30分

**（5）参加表明書及びその他必要書類に対する質問の受付および回答**

- ① 質問は、書面（書式自由、A4判とする）により行うこととし、持参、電子メールにより受付を行う。

I. 質問の受付先

〒559-0034

大阪市住之江区南港北2-1-10 ATCビルITM棟6階

大阪市建設局企画部工務課（工事監理担当）

TEL 06-6615-6664

eメールアドレス [la0083@city.osaka.lg.jp](mailto:la0083@city.osaka.lg.jp) で、件名は「プロポーザル方式についての質問」とする。受領後、着信確認のメールを送信する。

II. 質問の受付期間

掲示の日から令和6年4月4日（木）17時30分まで（必着）

持参する場合は上記期間の本市の休日を除く17時30分まで

- ② 質問に対する回答は、令和6年4月9日（火）より、本市建設局のホームページに掲載する。  
なお、質問内容によっては上述の期限より前に、本市建設局のホームページに掲載する場合があります。

**（6）技術提案書の提出者の選定**

技術提案書の提出者の選定は、参加表明書とともに提出される書類をもとに以下の基準で資格審査して行うものとする。

①技術提案書の提出者の資格審査基準

資格審査基準については、別紙Aのとおりとする。

②技術提案書提出者の選定結果の通知

技術提案書の提出者の選定結果は、令和6年4月下旬に書面にて参加者に通知する。

**（7）非選定理由に関する事項**

参加表明書を提出した者のうち、技術提案書の提出者として選定されなかった者は、通知した日の翌日から起算して5日（休日を含めない）以内に、書面（様式自由、A4版とする）にて非選定理由について説明を求めることが出来る。ただし説明請求は持参とし、書面もしくは電子メールにて回答を行うものとする。

①受付場所 4.（4）に同じ

②受付時間 9時00分～17時30分（ただし、12時15分～13時00分は除く）



## 5. 技術提案書の特定

### (1) 技術提案書の作成

本市より技術提案書の提出を要請された者は、以下の書類を作成の上、提出すること。

また、提案にあたっては、テーマに対する検討項目及び取組方法について提案するものであり、成果の一部または全ての提出を求めるものではない。

### (2) 技術提案書の作成方法

技術提案書は 様式ー7～10（A4版）とし、白黒による資料とする。文字サイズは10ポイント以上とする。なお、提案書（様式ー7を除く）に社名、社印、ロゴマークなどを入れないものとする。また、本文中にも社名等が特定できる記述を含めないこと。

### (3) 技術提案書の内容に関する留意事項

記載事項	内容に関する留意事項
実施方針・実施フロー・工程表	<ul style="list-style-type: none"><li>・業務の実施方針、業務フロー、工程計画について簡潔に記載する。</li><li>・記載様式は 様式ー8 とする。（A4判片面1枚）</li></ul>
特定テーマに対する技術提案	<ul style="list-style-type: none"><li>・特定テーマに対する検討項目、取組方法を具体的に記載する。既存資料の他に、新たに調査等が必要である場合には、業務に必要な調査等として明記する。</li><li>・記載にあたり、概念図、出展の明示できる図表、既往成果、現地写真を用いることは支障ないが、本件のために作成したCGや詳細図面等を用いることは認めない。</li><li>・技術提案書作成にあたり、他の者の協力または学識経験者等の助言を受けることはできるが、技術提案書にその旨を記載する。</li><li>・記載様式は 様式ー9 とし、テーマ毎にA4判片面2枚以内に記載する。</li></ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"><li>・提出要請書に対する意見、特記仕様書（案）等に示される業務内容に対する代替案等があれば記載する。</li><li>・本業務で実施可能なものに限る。</li><li>・記載様式は 様式ー10 とし、A4判片面1枚以内に記載する。</li></ul>
見積書	<ul style="list-style-type: none"><li>・必要な経費を算出し、本業務に係る見積書を提出する。</li><li>・見積書が、業務規模の上限額を上回っている場合には特定しない。</li><li>・記載様式は特に定めないが、A4判1枚に内訳が分かるものを記載する。</li></ul>

### (4) 業務規模

業務規模の上限を 3,850 万円（消費税込み）とする。

### (5) 作成に用いる言語等

書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。

### (6) 技術提案書の無効

提出書類について、この書面及び別添の書式に示された条件に適合しない場合は無効とすることがある。

## (7) 既存資料の閲覧

技術提案書の作成にあたり、事前に連絡のうえ、以下の資料を閲覧することができる。

### ①資料名：

(過年度業務委託成果)

- ・平成27年度 東横堀川水辺魅力向上整備基本計画検討業務委託
- ・東横堀川外1水辺の拠点整備その他検討業務委託
- ・令和元年度 東横堀川水辺の魅力向上に向けた公民連携手法等調査検討業務委託
- ・令和2年度 東横堀川水辺の魅力向上に向けた公民連携手法等調査検討業務委託
- ・東横堀川水辺空間整備検討業務委託-2
- ・令和3年度 東横堀川護岸更新工事に伴う詳細設計等業務委託
- ・令和4年度 公民連携による東横堀川水辺魅力向上調査検討業務委託

(本業務関連資料)

- ・東横堀川の水辺の魅力空間づくり基本方針(2024(令和6)年3月策定)

### ②閲覧場所：〒559-0034

大阪市住之江区南港北2-1-10 ATCビルITM棟6階  
大阪市建設局道路河川部河川課  
TEL 06-6615-6838

### ③閲覧期間：技術提案書の提出期限の前日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く 毎日9時00分～17時30分(ただし、12時15分～13時00分は除く)

## (8) 技術提案書の提出方法、提出場所及び提出期限

- ①提出方法：2部(正1部及び写し1部)を持参
- ②提出場所：4.(4)に同じ
- ③提出期限：令和6年5月16日(木)17時30分 必着

## (9) 技術提案書を特定するための評価基準

技術提案書の評価項目、評価基準は別紙Bのとおりとする。また、参加表明時に提出した書式と様式-7～10を併せて審査を行う。

## (10) ヒアリング

技術提案書提出後、必要に応じてヒアリングを行うことがある。

- ① ヒアリングを実施する場合は、場所、時間、留意事項等を別途通知する。
- ② ヒアリング時の追加資料は受理しない。

## (11) 技術提案書に対する質問の受付および回答

- ① 質問は、書面(書式自由、A4判とする)により行うこととし、持参、電子メールにより受付を行う。

### I. 質問の受付先

〒559-0034

大阪市住之江区南港北2-1-10 ATCビルITM棟6階  
大阪市建設局企画部工務課(工事監理担当)

TEL 06-6615-6664

e メールアドレス [la0083@city.osaka.lg.jp](mailto:la0083@city.osaka.lg.jp) で、件名は「プロポーザル方式についての質問」とする。受領後、着信確認のメールを送信する。

## II. 質問の受付期間

掲示の日から令和6年4月26日（金）17時30分まで（必着）

持参する場合は上記期間の本市の休日を除く17時30分まで

- ② 質問に対する回答は、令和6年5月8日（水）より、本市建設局のホームページに掲載する。

なお、質問内容によっては上述の期限より前に、本市建設局のホームページに掲載する場合があります。

## (12) 技術提案書の特定について

- ① 提出された技術提案書の中から、(9)により最も優れた技術提案書を特定することとしているが、技術提案書のうち提案内容に関する評価点（実施方法、実施フロー、工程表、その他、及び特定テーマに関する評価点合計）の得点率が60%未満の場合で、当該業務の内容に適合した履行がなされない恐れがあると本市が判断した場合は、技術提案書の特定は行わない。
- ② 技術提案書の特定及び非特定の結果は、書面にて令和6年6月中旬に参加者に通知する。
- ③ 技術提案書を特定された者との契約は、通知後、速やかに行うこととする。

## (13) 非特定理由に関する事項

- ① 提出した技術提案書が特定されなかった者に対して、特定されなかった旨とその理由（非特定理由）を通知する。
- ② 上記①の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に、書面（様式は自由）により非特定理由について説明を求めることができる。ただし、説明請求は、書面のみで受け付けるものとする。
- ③ 上記②の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日以内（休日を含まない。）に、書面もしくは電子メールにて回答するものとする。
- ④ 非特定理由の説明書請求の受付場所及び受付時間は以下のとおりである。
  - I. 受付場所：4.（4）の提出場所と同じ
  - II. 受付日時：9時00分～17時30分（ただし、12時15分～13時00分は除く）

## 6. その他の留意事項

- 1) 参加表明書及びその他必要書類、技術提案書の作成、提出及びヒアリングに関する費用は、提出者の負担とする。
- 2) 参加表明書及びその他必要書類、技術提案書に虚偽の記載をした場合は、提出された参加表明書または技術提案書を無効にするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止の措置を行うことがある。
- 3) 参加者のうち、地方自治法施行令第167条の4第1項または第2項に規定する者に該当することとなった場合、または大阪市の契約に係る指名停止を受けた場合は、提出された技術提案書を無効とする。
- 4) 同種または類似業務の実績については、我が国における同種または類似の業務実績をもって判断することとする。
- 5) 参加表明書及び技術提案書について提出期限を過ぎて提出された場合は、いかなる理由があろう

とも失格とする。

- 6) 提出された参加表明書及びその他必要書類、技術提案書は返却しない。また、提出された参加表明書及びその他必要書類、技術提案書は技術提案書の特定以外に無断で使用しないものとする。

技術提案は、その提案内容が一般的に使用されているものである場合は、無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、この限りではない。

- 7) 提出された参加表明書及びその他必要書類、技術提案書については、公開請求の対象としない。

- 8) 技術提案書提出後において、原則として技術提案書に記載された内容の変更を認めない。

また、技術提案書に記載した配置予定技術者は、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等のやむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければならない。

- 9) 提出資料について、不鮮明である場合は、鮮明な電子データ（PDF 等）の提供を求める場合がある。

- 10) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語および日本国通貨に限る。

- 11) 技術提案説明書配布後、本プロポーザルに関する事項について、有識者会議委員と直接、間接を問わず連絡及び接触をしてはいけない。

- 12) 技術提案書特定の通知後、契約締結までに技術提案書を提出した者が、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたとき及び同要綱別表に掲げるいずれかの措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。

- 13) 本件の契約締結は、予算の発効以降とする。

- 14) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたとき及び同要綱別表に掲げるいずれかの措置を受けたときは、契約の解除を行うことがある。

- 15) 参加表明書提出後および契約締結後の履行期間中に配置技術者の手持ち業務量が契約金額で5億円、件数で10件未満となるようにすることとし、超えた場合には、当該配置技術者を以下のa)～c)までのすべての要件を満たす技術者に交代させる等の措置請求を行う場合があるほか、業務の履行を継続させる場合であっても、本業務の業務成績評価に厳格に反映させるものとする。

a) 当該配置技術者等と同等の同種または類似業務実績を有する者

b) 当該配置技術者等と同等の技術者資格を有する者

c) 手持ち業務量が当該業務の技術提案説明書において設定している予定配置技術者の手持ち業務量の制限を超えない者

- 16) 技術提案書の特定にあたり、提案内容に関する評価点の合計が同点となる場合には、特定テーマに関する提案が最も優れた技術提案書を特定することとする。

【別紙A】

資格審査基準

(令和6年度 東横堀川外1 公民連携による水辺空間利用推進調査検討業務委託)

参加表明書の提出者の資格審査基準は、以下のとおりとする。

評価項目	評価の着眼点		審査基準	備考
	資格要件	技術部門登録		
参加表明書の経験と能力	資格要件	本市入札参加資格の登録分野	建設コンサルタント登録規定（昭和52年4月15日建設省告示第717号）に基づく「都市計画及び地方計画部門」かつ「河川、砂防及び海岸・海洋部門」の登録を受け、令和5・6・7年度本市入札参加資格者名簿に種目「500建設コンサルタント」に登録していること。 また、共同企業体により参加する場合は、共同企業体の構成員全体で建設コンサルタント登録規定（昭和52年4月15日建設省告示第717号）に基づく「都市計画及び地方計画部門」かつ「河川、砂防及び海岸・海洋部門」の登録を受け、代表者が令和5・6・7年度本市入札参加資格者名簿に種目「500建設コンサルタント」に登録していること。	様式-1を審査する
	専門技術力	成果の確実性 過去10年間の業務実績の内容	平成25年度以降の官公庁発注による、次に示す「規定業務1」について、元請として従事した実績を有していること。（共同企業体での参加の場合、共同企業体の構成員代表者が規定業務の実績を有していること。） <b>【規定業務】</b> 1. 公民（官民）連携まちづくりに関する検討業務	様式-2を審査する
配置予定技術者の経験及び能力	管理技術者	資格要件	次のア～エのいずれかに該当していること。 ア. 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門（選択科目：「都市及び地方計画」）とするものに合格し、同法による登録を受けている者。 イ. 技術士法による第二次試験のうち技術部門を総合技術監理部門（選択科目：「建設一都市及び地方計画」）とするものに合格し、同法による登録を受けている者。 ウ. 国土交通大臣（旧建設大臣）に上記ア・イと同程度の知識及び技術を有する者と認定されている者。 エ. RCCM（登録部門：「都市計画及び地方計画部門」）の資格を有し、登録を受けている者。	様式-4を審査する
		専任性	全ての手持ち業務（管理（主任）技術者あるいは担当技術者となっている他の業務のうち500万円以上の業務）の契約金額の合計が5億円未満かつ件数が10件未満である場合に選定する。	様式-4を審査する
		専門技術力	管理技術者は、平成25年度以降に、次に示す「規定業務1」について（共同企業体での参加の場合、共同企業体の代表者に所属する技術者として）、元請実績を有すること。 <b>【規定業務】</b> 1. 公民（官民）連携まちづくりに関する検討業務	様式-5を審査する
	照査技術者	資格・実績要件	次のア～エのいずれかに該当していること。 ア. 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門（選択科目：「河川、砂防及び海岸・海洋」）とするものに合格し、同法による登録を受けている者。 イ. 技術士法による第二次試験のうち技術部門を総合技術監理部門（選択科目：「河川、砂防及び海岸・海洋」）とするものに合格し、同法による登録を受けている者。 ウ. 国土交通大臣（旧建設大臣）に上記ア・イと同程度の知識及び技術を有する者と認定されている者。 エ. RCCM（登録部門：「河川、砂防及び海岸・海洋」）の資格を有し、登録を受けている者。	様式-4 様式-5を審査する

評価項目	評価の着眼点		審査基準	備考
配置予定技術者の経験及び能力	担当技術者1	専任性 手持ち業務の金額及び件数	全ての手持ち業務（管理（主任）技術者あるいは担当技術者となっている他の業務のうち500万円以上の業務）の契約金額の合計が5億円未満かつ件数が10件未満である場合に選定する。	様式-4を審査する
	担当技術者2	専任性 手持ち業務の金額及び件数	全ての手持ち業務（管理（主任）技術者あるいは担当技術者となっている他の業務のうち500万円以上の業務）の契約金額の合計が5億円未満かつ件数が10件未満である場合に選定する。	様式-4を審査する
	その他留意事項		担当技術者の人数は、少なくとも2人以上配置することを規定しているものであり、3人以上の技術者の配置を妨げるものではない。	
	業務実施体制の妥当性		下記項目に該当する場合には選定しない。 <ul style="list-style-type: none"> <li>再委託の内容が主たる部分の場合。</li> <li>業務分担構成が、不明確または不自然な場合。</li> <li>共同企業体による場合に、業務の分担構成が細分化されすぎている場合、ひとつの分担業務を複数の構成員が実施することとしている場合。</li> </ul>	様式-3を審査する

【別紙B】

(1) 評価要領および評価表

本業務における特定テーマおよび技術提案書を特定するための評価表は以下のとおりとする。

背景	<p>本市では、東横堀川全川と道頓堀川の一部（日本橋～上大和橋間）で整備を予定している水辺空間において、持続的な利活用と日常管理を公民連携により実施していくことをめざし、ワークショップや勉強会、社会実験を実施してきました。また、水辺の魅力空間づくりへ向けた今後の取組方針と進め方について取りまとめた「東横堀川等の水辺の魅力空間づくり基本方針」を策定しました。</p> <p>一方、約2.8kmにわたる対象区域において、現状では水辺に近づくことができない区間が多く、水辺空間の利活用に向けた関心はエリアごとに異なります。また、沿川建物が近接した水辺空間における利活用事例は全国的に少なく、利活用に向けた検討・検証方法や担い手の発掘、社会実験等の取組への参加者を集める方法などに課題があります。</p> <p>今後の水辺利活用を促進するため、水辺整備における設計への反映事項の整理と公民連携による利活用体制や利活用ルール等の構築に向けた課題と取組項目の整理を目的とし、水辺整備後の持続的な利活用について、公民での対話により、地域課題やめざす空間像を共有したうえで、地域のニーズや担い手の意見を把握するとともに、社会実験等で検証する必要があります。また、これらの取組は、参加者や対象エリアを拡げつつ継続的に実施していく必要があると考えています。</p>
特定テーマ1	<p>内容</p> <p>公民での対話において参加者の意見を効果的・効率的に引き出す企画案について、背景を踏まえて提案してください。提案にあたっては、持続的な利活用の実現へ向けたニーズや課題の把握を目的とし、次の点に留意した工夫を理由とともに記載してください。</p> <p>〔留意点〕          ①新たな参加者を増やす／②継続して参加してもらう／③積極的に発言してもらう／④アイデアを社会実験で試してもらう／⑤社会実験へ効果的につなげるタイミングで開催する／⑥目的やテーマに合わせた対話手法を設定・選定する／⑦東横堀川等における護岸改修及び水辺整備事業の認知度を向上する</p>
特定テーマ2	<p>内容</p> <p>水辺整備後の利活用方法を具体的に想定した社会実験の企画案について、背景やテーマ1の提案内容を踏まえ、検証課題とともに提案してください。提案にあたっては、公民連携による利活用における課題の把握と水辺整備の設計に際し検討する項目の抽出を目的とし、次の点に留意した工夫を理由とともに記載してください。</p> <p>参考に、これまでのワークショップや社会実験では、オープンカフェや橋下空間の利用、水上（水辺）でのヨガや水上での音楽会のニーズが確認されています。</p> <p>〔留意点〕          ①持続可能な日常利用をめざす／②公民連携により良好な水辺空間を維持する／③対話により抽出されたニーズや利活用を取り込む／④護岸改修後の水辺空間がイメージできる／⑤周辺住民等を使って（体感して）もらう／⑥検証に必要な担い手や利用者を確保する／⑦東横堀川や周辺地域等の特徴を踏まえる／⑧東横堀川等における護岸改修及び水辺整備事業の認知度を向上する</p>

(評価シート及び評価例)

評価項目	評価の着眼点	配点		
		項目別	複数時配分	項目別配分
配置予定技術者の	管理技術者	専任性（他業務との兼任状況）	8	4
		専門技術力（過去10年間の規定業務の実績）		4
	担当技術者1	専任性（他業務との兼任状況）	6	3
		専門技術力（過去10年間の規定業務の実績）		3
	担当技術者2	専任性（他業務との兼任状況）	6	3
		専門技術力（過去10年間の規定業務の実績）		3
実施方針 実施フロー 工程表 その他	業務の理解度	目的、条件、内容の理解	5	5
	実施手順	業務実施手順の妥当性	10	5
		業務量把握、人員配置の妥当性		5
	その他	重要事項の指摘（特定テーマに対する技術提案の内容を除く）	5	5
特定テーマに対する技術提案	全体	新規性	10	5
		的確性		5
	特定テーマ1	的確性	20	10
		実現性		10
	特定テーマ2	的確性	30	12
		実現性		18
合計（100点満点）			100.00	

## (2) 技術者評価基準

評価項目のうち、配置予定技術者に関わる項目については、以下のとおり評価する。

評価項目	評価の着眼点	A	A'	B	B'	C	評価点	備考	
配置予定技術者の経験及び能力	管理技術者	専任性 他の業務との兼任状況	手持ち業務の契約金額の合計が2.5億円未満かつ件数が5件未満	手持ち業務の契約金額の合計が4億円未満かつ件数が8件未満	手持ち業務の契約金額の合計が5億円未満かつ件数が10件未満	—	—	A (4.0) A' (3.2) B (2.4)	①
		専門技術力 過去10年間の規定業務(同種または類似)の実績 同種: 河川空間 類似: その他	管理(主任)技術者または担当技術者として同種業務の実績がある	—	管理(主任)技術者または担当技術者として類似業務の実績がある	—	—	A (4.0) B (2.4)	②
	担当技術者1	専任性 他の業務との兼任状況	手持ち業務の契約金額の合計が2.5億円未満かつ件数が5件未満	手持ち業務の契約金額の合計が4億円未満かつ件数が8件未満	手持ち業務の契約金額の合計が5億円未満かつ件数が10件未満	—	—	A (3.0) A' (2.4) B (1.8)	③
		専門技術力 過去10年間の規定業務(同種または類似)の実績 同種: 河川空間 類似: その他	管理(主任)技術者または担当技術者として同種業務の実績がある	—	管理(主任)技術者または担当技術者として類似業務の実績がある	—	管理(主任)技術者または担当技術者として規定業務の実績がない	A (3.0) B (1.8) C (0.0)	④
	担当技術者2	専任性 他の業務との兼任状況	手持ち業務の契約金額の合計が2.5億円未満かつ件数が5件未満	手持ち業務の契約金額の合計が4億円未満かつ件数が8件未満	手持ち業務の契約金額の合計が5億円未満かつ件数が10件未満	—	—	A (3.0) A' (2.4) B (1.8)	⑤
		専門技術力 過去10年間の規定業務(同種または類似)の実績 同種: 河川空間 類似: その他	管理(主任)技術者または担当技術者として同種業務の実績がある	—	管理(主任)技術者または担当技術者として類似業務の実績がある	—	管理(主任)技術者または担当技術者として規定業務の実績がない	A (3.0) B (1.8) C (0.0)	⑥

\* 「規定業務」とは、技術提案説明書に記載している業務である。

\* 「同種業務」とは河川空間を対象とした規定業務であり、「類似業務」とは河川空間以外を対象とした規定業務である。



### (3) 提案内容評価基準

評価項目のうち、提案内容に関わる項目については、以下のとおり評価する。

評価項目	評価の着眼点	A	A'	B	B'	C	評価点	備考	
実施方針・実施フロー・工程表・その他	業務の理解度	目的、条件、内容の理解	目的、条件、内容の理解が特に優れている	—	目的、条件、内容の理解が十分である	—	目的、条件、内容の理解が不十分である	A (5) B (3) C (0)	⑦
	業務実施手順 (フロー・工程表)	業務実施手順の妥当性	業務実施手順の検討が妥当であり、実効性のある工程である	—	業務実施手順の検討が妥当である	—	業務実施手順の検討が不十分である	A (5) B (3) C (0)	⑧
		業務量把握、人員配置の妥当性	業務量の把握が優れており、不測の事態にも対応できる人員配置である	—	業務量の把握、人員配置が妥当である	—	業務量の把握、人員配置が不十分である	A (5) B (3) C (0)	⑨
	その他	重要事項の指摘 (特定テーマに対する技術提案の内容を除く)	技術提案説明書に示されていない独自の視点での指摘があり、その方策が提案されている	—	技術提案説明書に示されていない独自の視点での指摘がある	—	技術提案説明書に示されていない独自の視点での指摘はない	A (5) B (3) C (0)	⑩
技術提案全体	新規性	新たな取組の提案	それぞれの特定テーマにおいて有効性のある新たな手法を取り入れた提案である	—	有効性のある新たな手法を取り入れた提案である	—	既に実施された手法を用いた提案である	A (5) B (3) C (0)	⑪
	的確性	特定テーマ間の整合性・関連性	特定テーマ間の整合性や関連性が特に優れた提案である	—	特定テーマ間の整合性や関連性が十分な提案である	—	特定テーマ間の整合性や関連性が不十分な提案である	A (5) B (3) C (0)	⑫
特定テーマ1に対する技術提案	的確性	対話の場の企画案と工夫	対話の場の企画の工夫について、特に優れた提案である	対話の場の企画の工夫について、優れた提案である	対話の場の企画の工夫について、十分な提案である	対話の場の企画の工夫について、やや不十分な提案である	対話の場の企画の工夫について、不十分な提案である	A (10) A' (8) B (6) B' (4) C (0)	⑬
	実現性	提案内容の裏付けと具体性	提案内容の裏付けと具体性について、特に優れた提案である	—	提案内容の裏付けと具体性について、十分な提案である	—	提案内容の裏付けと具体性について、不十分な提案である	A (10) B (5) C (0)	⑭
特定テーマ2に対する技術提案	的確性	社会実験の企画案と工夫	社会実験企画の工夫について、特に優れた提案である	社会実験企画の工夫について、優れた提案である	社会実験企画の工夫について、十分な提案である	社会実験企画の工夫について、やや不十分な提案である	社会実験企画の工夫について、不十分な提案である	A (12) A' (9) B (6) B' (3) C (0)	⑮
	実現性	提案内容の裏付けと具体性	提案内容の裏付けと具体性について、特に優れた提案である	提案内容の裏付けと具体性について、優れた提案である	提案内容の裏付けと具体性について、十分な提案である	提案内容の裏付けと具体性について、やや不十分な提案である	提案内容の裏付けと具体性について、不十分な提案である	A (18) A' (14) B (10) B' (6) C (0)	⑯

・参加表明に必要な提出書類一覧

	書 類 名	必須	確認
1	参加表明書（様式－1）	○	
2	企業の過去10年間の規定業務に関する実績書（様式－2）	○	
3	業務実施体制書（様式－3）	○	
4	予定技術者経歴書（様式－4）	○	
5	予定技術者の過去10年間の規定業務実績書（様式－5）	○	
6－1	設計業務特別共同企業体結成届（様式－6の1）		
6－2	設計業務特別共同企業体協定書（様式－6の2）		
7	企業の部門登録、業務実績および配置予定技術者の資格、業務実績を証明できる書類	○	

・技術提案書提出に必要な書類一覧

	書 類 名	必須	確認
1	技術提案書（鏡）（様式－7）	○	
2	業務実施計画書（様式－8）	○	
3	特定テーマに対する技術提案書（様式－9）	○	
4	その他（様式－10）		
5	見積書	○	